

東海市・知多市地域医療等あり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 東海市及び知多市（以下「両市」という。）は、急性期医療の中核病院である公立西知多総合病院で治療を終えた患者が地域で安心して医療、介護等を受けられる体制について共同で検討を行うため、東海市・知多市地域医療等あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公立西知多総合病院で急性期の治療を終えた患者の回復期医療及び慢性期医療（介護機能を含む。）のあり方に関する事。
- (2) 介護施設、福祉施設等のあるべき姿に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長及び委員は、別表に掲げる者とする。

(座長)

第4条 座長は、会務を総理する。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 検討委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長は、会議に諮ってその一部又は全部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 検討委員会に、その検討事項に関する基本的事項の整理検討をさせるため、

検討委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、知多市健康福祉部長をもって充てる。
- 4 幹事は、東海市職員6人及び知多市職員6人とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、東海市健康推進課及び知多市健康推進課が共同で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

別表（第3条関係）

| | 氏名 | 所属・職名 |
|----|--------|----------------------------|
| 座長 | 渡邊 英夫 | 日本赤十字社名古屋第一赤十字病院名誉院長 |
| 委員 | 長谷川 勢子 | 愛知県知多保健所長 |
| 委員 | 小嶋 真一郎 | 東海市医師会会長 |
| 委員 | 松島 英夫 | 東海市医師会監事 |
| 委員 | 竹内 正 | 知多郡医師会会長 |
| 委員 | 柳澤 修一 | 知多市医師団副会長 |
| 委員 | 谷口 末壽 | 東海市コミュニティ連絡協議会会長 |
| 委員 | 吉川 長世 | 知多市コミュニティ連絡協議会副会長 |
| 委員 | 牧野 利通 | 社会福祉法人福寿園施設長 |
| 委員 | 岩田 容子 | 医療法人並木会介護老人保健施設メディコ阿久比副施設長 |
| 委員 | 近藤 福一 | 東海市副市長 |
| 委員 | 渡辺 正敏 | 知多市副市長 |
| 委員 | 千木良晴ひこ | 東海市民病院院長 |
| 委員 | 浅野 昌彦 | 知多市民病院院長 |